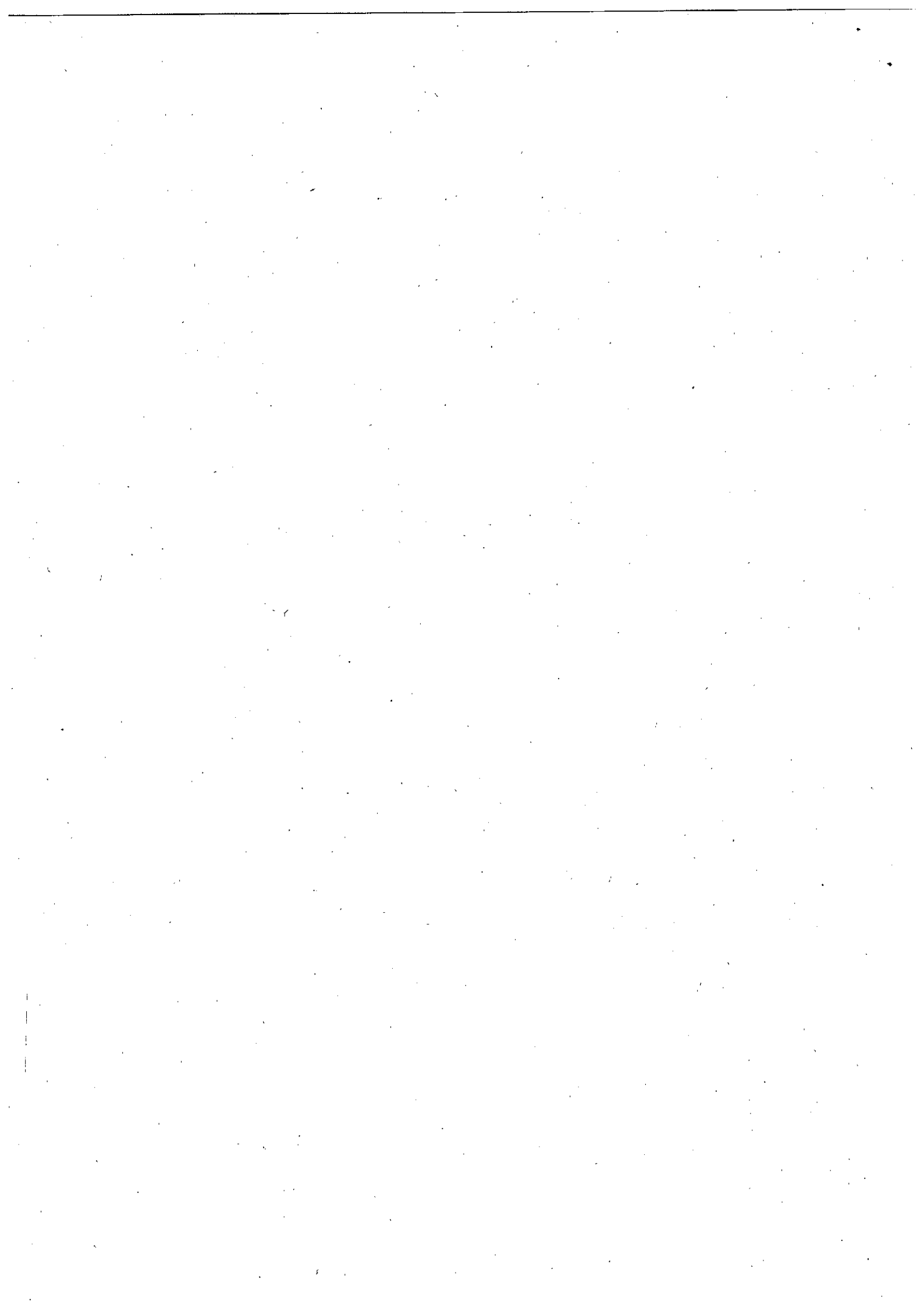


所管事項調査 長崎市あぐりの丘について

目次

1	いこいの里について	P 1～ 6
(1)	概要	P 1
(2)	既存店舗等・市民活動団体の取扱い	P 2
(3)	既存の店舗等	P 3
(4)	市民活動団体	P 3
(5)	市民活動団体一覧表	P 4
(6)	これまでの主な経緯	P 5
(7)	来園者数の推移	P 6
2	長崎市あぐりの丘条例の概要	P 7～ 8
(1)	条例の概要	P 7
(2)	条例の施行期日（附則）	P 8
3	全天候型子ども遊戯施設	P 9～10
(1)	施設の概要	P 9
(2)	入館者及び入館料	P 9
4	今後のスケジュール（予定を含む）	P10
(1)	施設整備に関するスケジュール	P10
(2)	指定管理に関するスケジュール	P10
5	位置図等	P11～15



1 いこいの里について

(1) 概要

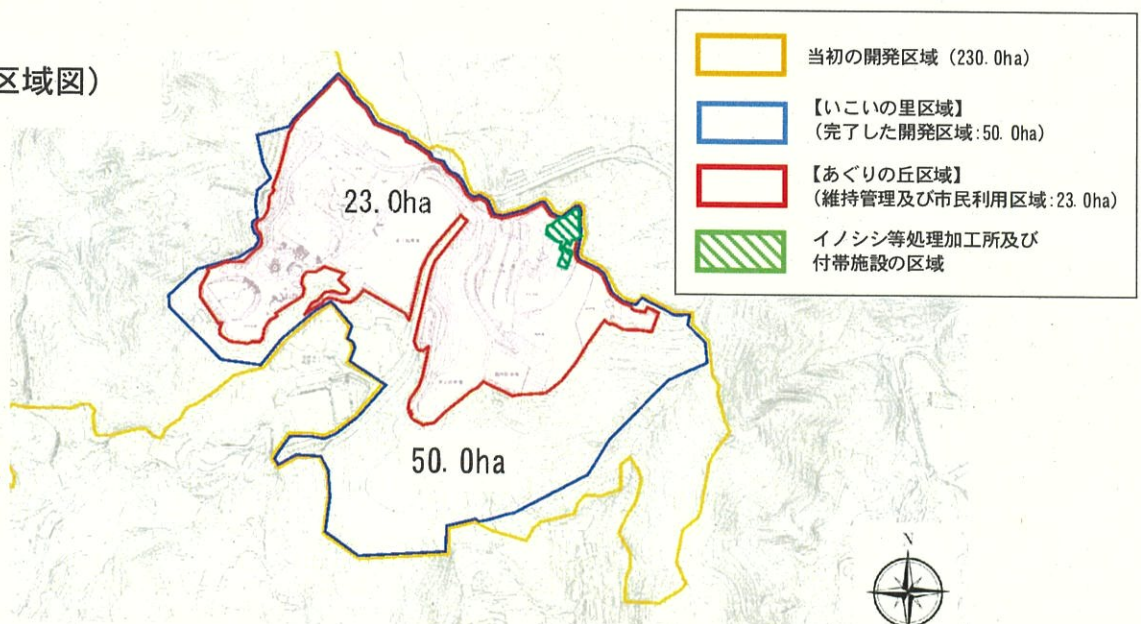
いこいの里は、平成10年3月にいこいの里条例を制定し、同年7月に開園、平成20年度からは、農業体験型施設として、所管部局を都市計画部から水産農林部に移管し運営を行ってきた。

近年実施した子どもの遊具や親水広場などの整備により、子ども連れの来園者の増加などの現状を踏まえ、市民ニーズの高まり等に対応するため、現在、こども部による全天候型遊戯施設の整備に着手しており、施設の設置目的を、「子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場」とし更なる活用を行おうとするもの。

これに伴い、新たにこども部が所管する「あぐりの丘条例」を制定し、水産農林部が所管する「いこいの里条例」を廃止するもの。

	設 置	廃 止
施設名称	あぐりの丘	いこいの里 (愛称：あぐりの丘)
条例名	長崎市あぐりの丘条例	長崎市いこいの里条例
公の施設の範囲	23.0ha	50.0ha
設置目的	子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資する	市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もつて市民の福祉の増進に資する

(区域図)



(2) 既存店舗等・市民活動団体の取扱い

団体等	取扱い
既存の店舗等※1	指定管理者の導入にあたり、行政財産の使用許可は全て令和4年8月末までを許可期間とする。 ただし、募集要項に「自主事業の実施にあたって、既存店舗等と協調が可能なものについては、選定後の指定管理者において調整をしてほしい。」旨を記載し、その際、市は、既存店舗等を紹介するなど指定管理者と既存店舗等の間の円滑な調整を支援する。
市民活動団体※2	指定管理者の導入にあたり、市が推進してきた市民団体等の活動の場としての提供は令和4年8月末に終了する。 ただし、募集要項に「あぐりの丘の自然環境を生かした体験プログラムなどの自主事業の実施にあたって、現在の市民活動団体と協調が可能なものについては、選定後の指定管理者において調整をしてほしい。」旨を記載し、その際、市は、市民活動団体の活動を紹介するなど指定管理者と市民活動団体の間の円滑な調整を支援する。
幼稚園・保育所、心身障害者団体などの園芸体験事業の関係団体	幼稚園、保育所、心身障害者団体などの園芸体験事業は令和4年6月末に廃止とする。 なお、心身障害者団体への園芸体験等については、農業センターでの代替地を想定している。

※1 現在、4者(5店舗)が、売店2店舗、ファストフード2店舗、乗馬1店舗を実施している。

※2 27団体が、手芸、小物づくり、自然体験活動等を年数回～数10回実施している。

(3) 既存の店舗等

エリア	建物 番号	延床面積 (㎡)	用途	備考
街	3	35.00	売店	
	5	14.90	ファストフード	
	6	97.56	売店	
	18	115.89	ファストフード	うち 4.8 ㎡利用
村	41	15.45	乗馬	受付
	42	13.25	乗馬	倉庫
	43	48.50	乗馬	馬小屋
		4,061.00	乗馬	馬場

※建物番号は、施設図 (P13) の番号と同じ。

(4) 市民活動団体

エリア	建物 番号	延床面積 (㎡)	区分	備考
街	2	103.20	市民活動の発表の場	旧農産物直売所
村	38	104.00	市民活動の発表の場	陶芸
	39	60.00	市民活動の発表の場	木工
		28.00	オリーブ樹の植栽管理	臨時駐車場隣接斜面

※建物番号は、施設図 (P13) の番号と同じ。

(5) 市民活動団体一覧表 (27 団体)

NO	区分	活動団体名	主な活動内容	活動状況*
1	体験型	あぐり村	ものづくり教室 (ペーパークイリング) 紙を使って、置物や装飾品をつくる体験	10~27 回/年
2	体験型	蔵運工房	ものづくり教室 (ヒノキ等を使った飾りづくり)	0~ 4 回/年
3	体験型	アロマで遊ぼう	ものづくり教室 (アロマ・蜜蝋づくり)	0~15 回/年
4	体験型	自然案内人まいまい	自然体験教室 (ネイチャーゲーム)	0~ 4 回/年
5	体験型	ノマド	自然観察会 (流星観察会)	0~ 1 回/年
			ものづくり教室 (竹細工、門松づくり等)	7~39 回/年
6	体験型	かざり部	ものづくり教室 (ウッドバーニング、ミニガーデンづくり等) 木製のスプーンやフォーク箸などに焼き目をつけて名前やデザインをつける体験。花や植物を使って紐状の装飾品をつくる体験	4~35 回/年
7	体験型	ハンドメイドクラブ	手芸教室 (羊毛フェルトづくり)	1~57 回/年
8	体験型	ウール&コットンの会	手芸教室 (羊毛フェルトづくり)	0~ 6 回/年
9	体験型	スクエアステップチーム	スポーツ体験 (マット運動等)	2~ 4 回/年
10	体験型	あぐり楽しみ隊	活動者のサポート (活動準備やレイアウト設定)	0~61 回/年
11	体験型	アロマタッチングケア	ものづくり教室 (アロマオイルトリートメント [アロマを使った リラックス方法の体験])	0~ 2 回/年
12	体験型	ガーデニングチーム	ガーデニング (門のエリアのガーデニング)	26~31 回/年
13	体験型	長崎オリーブ研究会	オリーブの栽培管理、オリーブの研修	4 回/年
14	体験型	冬いちご	陶芸体験	14~37 回/年
15	体験型	トライアングル	ものづくり教室 (木工小物づくり)	0~ 1 回/年
16	体験型	ストレスケア長崎	癒し体験 (ストレッチ)	0~ 1 回/年
17	体験型	B 塾	やってみよう (イベント時) のサポート	0~ 4 回/年
18	体験型	華かご	ものづくり教室 (しおり、はがきづくり)	0~ 1 回/年
19	体験型	北部ゆりの会	ものづくり教室 (布絵本づくり・読み聞かせ)	0~ 2 回/年
20	体験型	nico ぺた	ものづくり教室 (ガラス塗り絵体験)	0~ 1 回/年
21	体験型	月とびわの実	ものづくり教室 (布ナプキンづくり)	0~ 2 回/年
22	体験型	シフォン color of life	ものづくり教室 (パステルアート体験) パステルを使ってあぐりの自然などを絵に描く体験	0~ 2 回/年
23	体験型	長与ハーモニー愛好会	音楽教室 (演奏会)	0~ 2 回/年
24	体験型	スポーツ&エデュケーション長崎	スポーツ教室 (キッズテニス等)	0~ 1 回/年
25	体験型	ガールズスカウト長崎県第 8 団	ガールズスカウト野外活動 (ネイチャーゲーム、薪割り体験等)	1~ 3 回/年
26	体験型	MOKUSUIHAKU	ものづくり教室 (ウッドバーニング) 木製のスプーンやフォーク箸などに焼き目をつけて名前やデザインをつける体験。	0~ 2 回/年
27	体験型	レンタルブティック Lecru	貸ドレス等を着用、園内 (花畑等) を散策	4 回/年

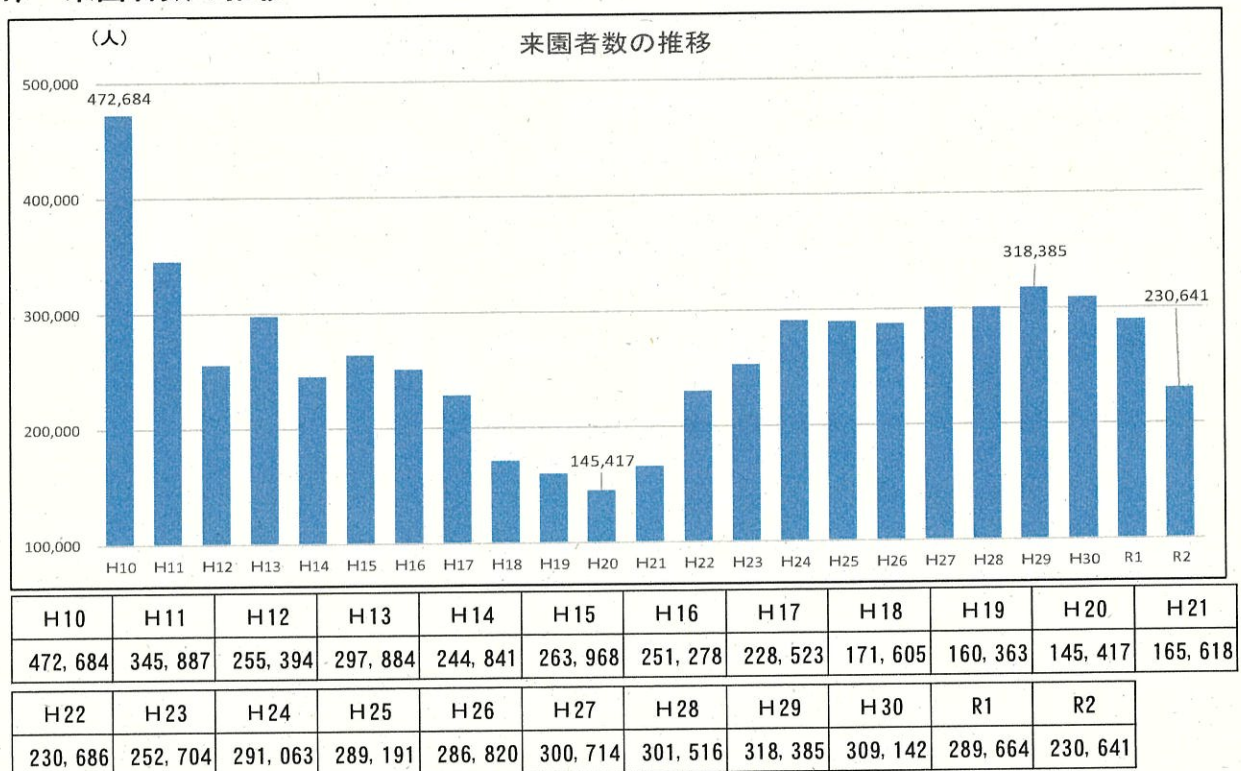
※活動状況は、H30~R2 の活動実績の最小値~最大値

(6) これまでの主な経緯

時期	内容
平成 10 年 3 月	長崎市いこいの里条例制定
平成 10 年 7 月	農業体験型施設「あぐりの丘」として開園 農畜産物加工施設(ミルクプラント、ソーセージ工房)、レストラン、ビール工房、ミニ遊園地などを整備し運営 (維持管理は(株)長崎ファミリーリゾート、運営は(株)ファームの共同で運営を開始)
平成 13 年 3 月	(株)長崎ファミリーリゾートの解散
平成 13 年 4 月	市が維持管理(都市計画部が所管)
平成 18 年 3 月	(株)ファームの撤退
平成 18 年 4 月	維持管理に加え、運営も市の直営
平成 18 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者制度導入を図ったが、提案業者が募集基準に至らなかった。
平成 19 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者候補者が、議会審査において承認されず、指定管理者の導入には至らなかった。
平成 20 年度	農業体験型施設としての運営を強化するため水産農林部へ移管
平成 21 年度	いこいの里再整備計画を策定 「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ、施設を整備 村のエリアから街のエリアへ移設：管理事務所、料理体験教室、ふれあい動物広場 街のエリア：ばら園の整備、子どもの遊具や広場整備、ふれあい動物広場リニューアルオープン、親水広場オープン
平成 25 年度	市民協働の取り組みを開始
平成 29 年度	水産農林部において、平成 30 年度からの指定管理者制度の導入に向けて、庁内協議などの検討作業を進めたが、導入に至らなかった。
平成 30 年度	施設の方向性を変更 「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子どもの成長をみんなで育む施設」へと施設の方向性を変更することを議会へ報告(平成 30 年 11 月)
令和元年度	・指定管理者制度の導入を行うことを改正内容としている、未施行の「長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例」を廃止(令和元年 6 月) ・全天候型子ども遊戯施設の基本計画策定(令和 2 年 3 月)
令和 2 年度	全天候型子ども遊戯施設の実施設設計を実施
令和 3 年度	全天候型子ども遊戯施設の建設工事に着手

(7) 来園者数の推移

(単位：人)



※ H10～12は、(株)ファームによる数値

※ H13以降は、市による数値（車両台数に、平日：2.2人/台 土日祝日：3.9人/台を掛けて算出したもの）

2 長崎市あぐりの丘条例の概要

(1) 条例の概要

ア 設置目的

子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため。

イ 施設名称 長崎市あぐりの丘（以下「あぐりの丘」という。）

ウ 位 置 長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町

エ 公の施設の範囲 23.0ha（区域図（P12）、施設図（P13）参照）

オ 供用開始日 令和4年10月28日（金）

カ 開園時間

午前8時から午後6時までの時間帯を基本とし、1日10時間以上

（参考）現在の「いこいの里」の開園時間

3月1日から11月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
12月1日から翌年2月末日まで	午前10時から午後5時まで

キ 休園日 なし

（参考）現在の「いこいの里」の休園日

3月1日から11月30日まで	なし
12月1日から翌年2月末日まで	毎週水曜日

ク 入園料及び駐車場使用料 無料

※上記カ・キ・クは、全天候型子ども遊戯施設を除く。

ケ 管理運営

あぐりの丘の管理運営については、次のとおり指定管理者制度を導入する。

(7) 選定方法 公募

(4) 利用料金制 適用しない

(ウ) 指定管理者の指定期間

令和4年10月28日（金）から令和10年3月31日（金）まで（約5年5か月）

コ 指定管理者が行う業務

(7) あぐりの丘の利用に関する業務

- (イ) あぐりの丘（全天候型子ども遊戯施設を除く。）の行為の許可に関する業務
- (ウ) あぐりの丘の宣伝及び利用促進に関する業務
- (エ) あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) 上記に掲げるもののほか、あぐりの丘の運営に関して市長が必要と認める業務

【参考】指定管理者から提案を受ける事業

次の事項について、提案を求めることとする。

なお、施設の設置目的を勘案し、施設利用者の利便性向上や施設の魅力を高めるものと認められる指定管理者独自の自主事業について、提案できることとする。

- あぐりの丘（施設全体）
 - ・自然を活かした遊び・体験ができるプログラムの提案
 - ・すべての世代が集い、楽しむことができるプログラムの提案
 - ・既存施設を活用した事業の提案
- 全天候型子ども遊戯施設
 - ・子どもに精通したスタッフの配置など、施設運営に関する提案
 - ・子どもの成長を育むようなプログラムの提案

サ 行為の制限

使用料

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円
	1月	1,613円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

※全天候型子ども遊戯施設を除く。

- (2) 条例の施行期日（附則） 令和4年10月28日（金）

※あぐりの丘条例の制定に併せて、同日付で「長崎市いこいの里条例」を廃止する。

3 全天候型子ども遊戯施設

(1) 施設の概要

ア 設置目的

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

イ 施設名称 全天候型子ども遊戯施設

※全天候型子ども遊戯施設については、子どもたちに長く愛され、親しまれる施設としたいため、市民から愛称を公募する。

ウ 供用開始日 令和4年10月28日(金)

エ 開館時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上

オ 休館日 毎週水曜日(学校の休業日を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日)、
年末年始

カ 入館者数 年間約10万1千人(見込み)

キ 構造 鉄骨造平家建

ク 延床面積 1,753.67㎡

ケ 総事業費 9億2千万円(予算ベース)

(2) 入館者及び入館料

ア 入館者及び入館料

区 分	入館料(1人1回につき)	
	個人	団体 (15人以上)
子ども ^{※1} (小学生まで) *保護者等が同伴する者	^{※2} 250円	^{※2} 200円
子どもの保護者等(保護者又は満18歳以上の付添人) *子どもを同伴する者	100円	80円
子どもの保護者等が同伴する満18歳未満の者 (中高生等)*子どもを除く。	100円	80円

※1 「子ども」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

※2 1歳未満の者の入館料は無料。

イ 入館料の減免

対象者	居住地	減免割合
高齢者（60歳以上）	市内	10割
障害者及びその介護者	市内	10割
	市外	5割
平日に市内の保育所、幼稚園、認定こども園等が利用する場合	市内	2割

4 今後のスケジュール（予定を含む）

(1) 施設整備に関するスケジュール

	令和2年度	令和3年度				令和4年度			
	1	4	7	10	1	4	7	10	1
既存建物解体工事		[Redacted]							令和4年10月28日供用開始予定
全天候型子ども遊戯施設建設工事		[Redacted]							
スロープ改修等工事			[Redacted]						
既存建物等改修工事					[Redacted]				

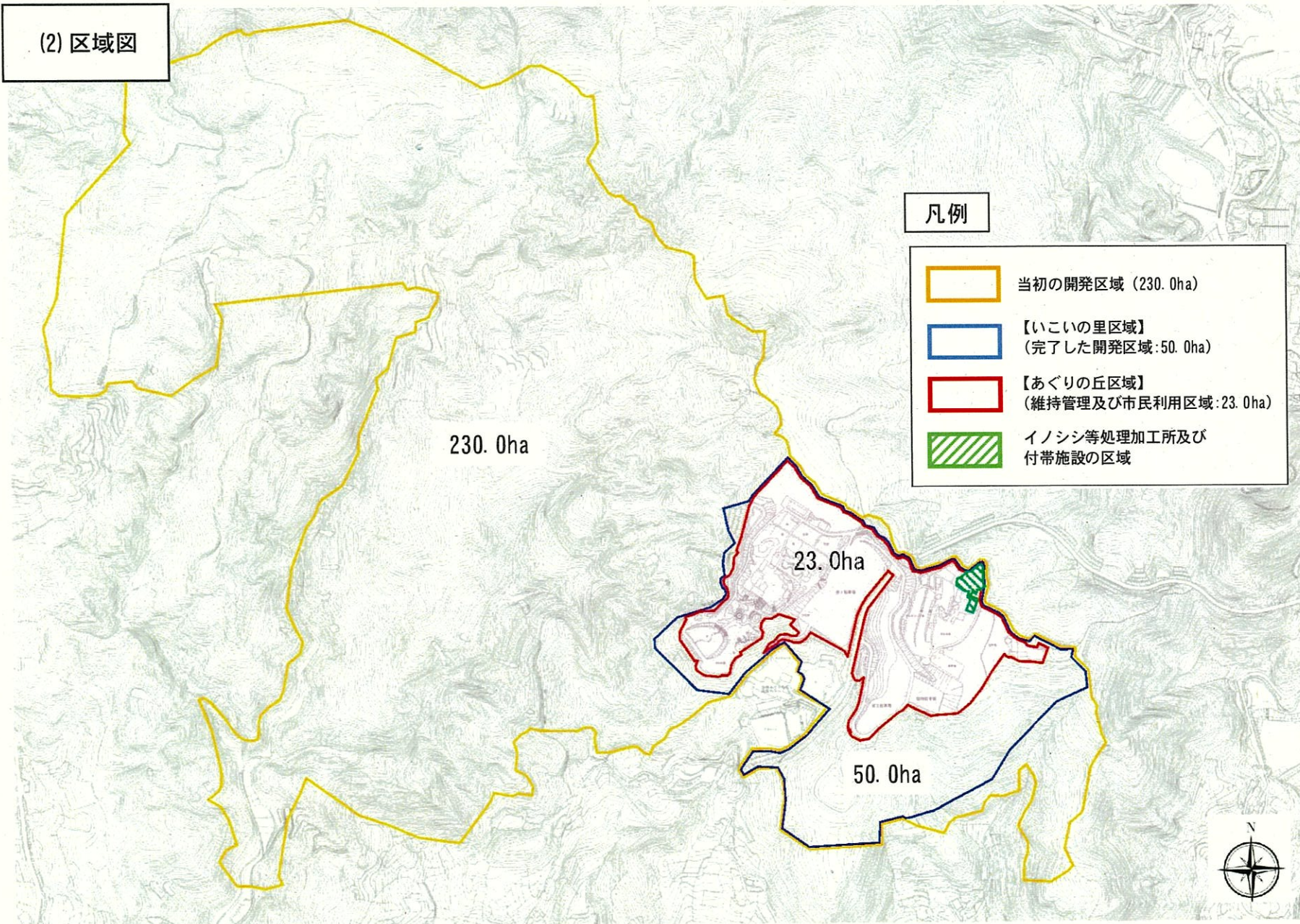
(2) 指定管理に関するスケジュール

年月	市議会	内容
令和3年 9月 12月	9月議会	条例及び指定管理者候補者選定審査会予算の提案 指定管理者公募
令和4年 2月 3月	6月議会	公募締切 選定審査（指定管理者候補者選定審査会） 審査及び候補団体の決定
6月		指定管理者の指定 指定議案審査 債務負担行為の設定
8月		補正予算議案審査 協定書締結
10月		指定管理業務開始（令和4年10月28日）

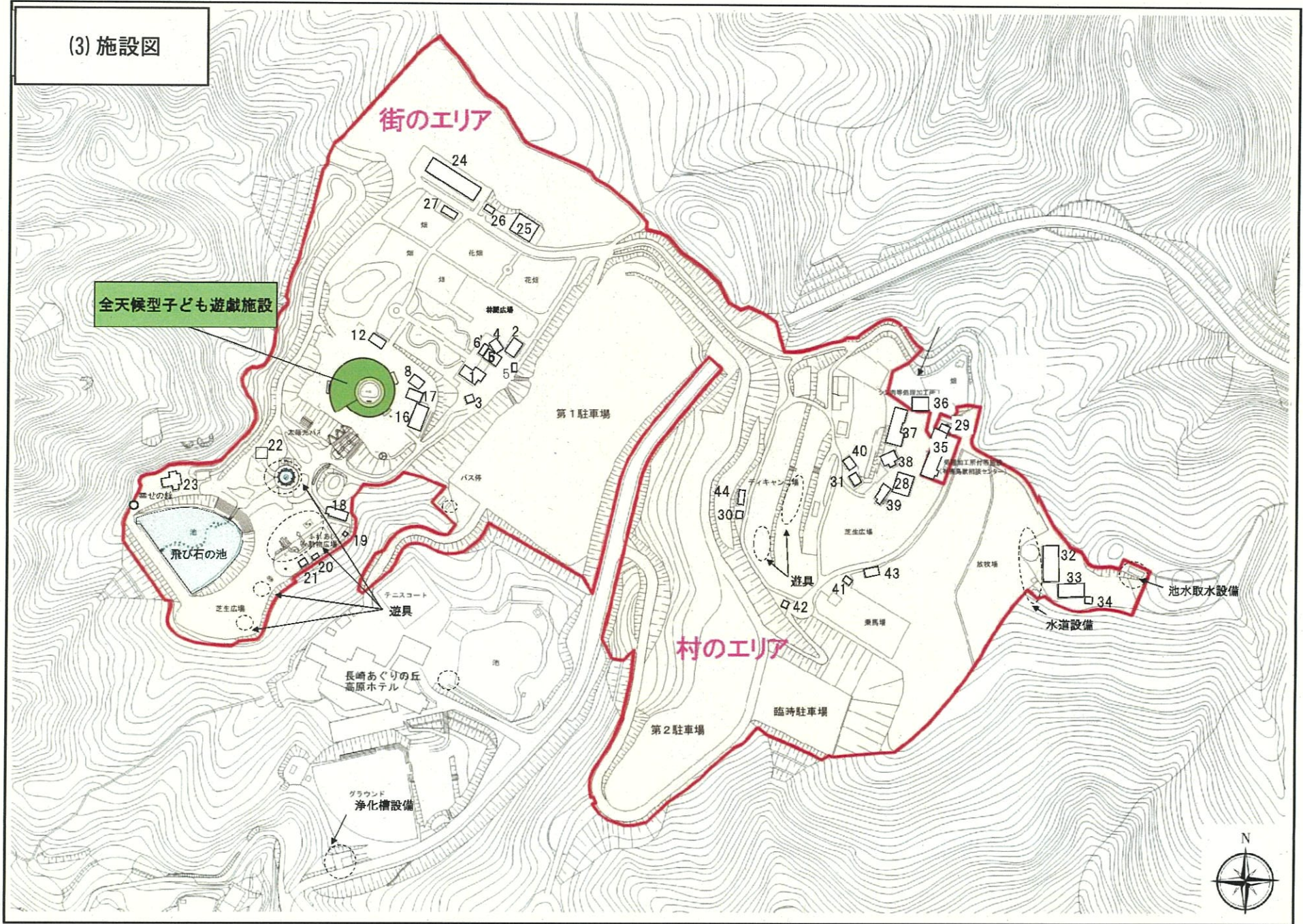
5 位置図等
(1) 位置図



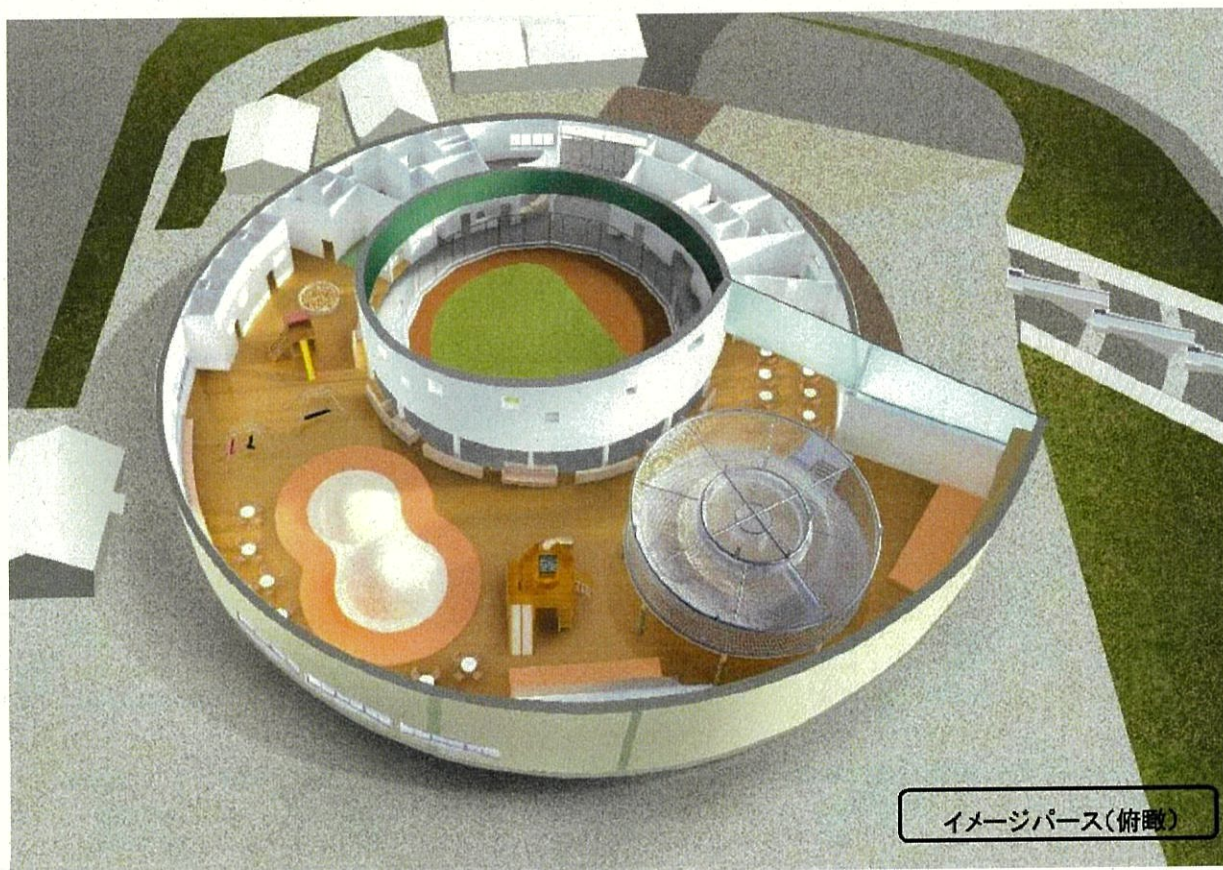
(2) 区域図



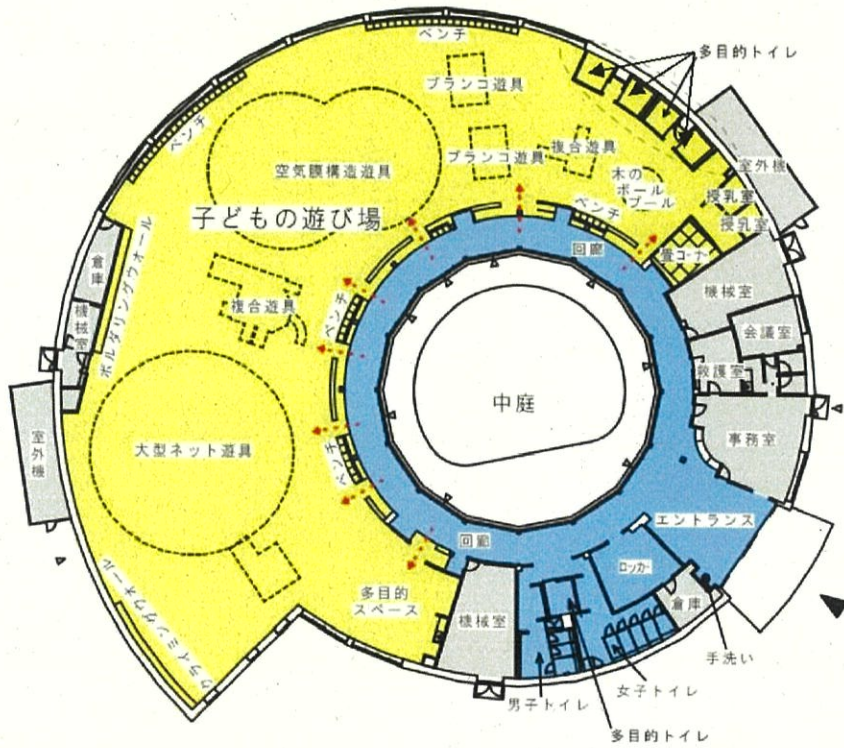
(3) 施設図



(4) 全天候型子ども遊戯施設のイメージパース等



平面図



- はだしエリア
- 土足エリア
- 管理部門
(事務室、救護室、会議室、更衣室、給湯室、倉庫、機械室)
- 遊び場 入り口
- ベビーカー置場

子どもの遊び場に
設置する遊具

- 大型ネット遊具
- クライミングウォール
- ボルダリングウォール
- 空気膜構造遊具
- 複合遊具 × 2
- 木のボールプール
- ブランコ遊具

